

公 告

千曲農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案と変更の理由を次のとおり縦覧に供する。

当該農業振興地域整備計画の変更案に係る本市の住民は、当該農業振興地域整備計画の変更案について令和8年5月8日までに市に意見書を提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者、その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、令和8年5月8日の翌日から起算して15日以内に市にこれを申し出ることができる。

令和8年4月8日

千曲市長 小川 修 一

1 縦覧期間

自 令和8年4月9日から

至 令和8年5月8日まで

2 縦覧場所

千曲市役所 経済部農林課

(所在地 千曲市杭瀬下二丁目1番地)

3 意見書の提出、異議の申出

意見書の提出、異議の申出については、縦覧場所に備え付けの「千曲農業振興地域整備計画の変更案に対する意見書の提出について」、「千曲農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画の変更案に対する異議の申出について」によること。